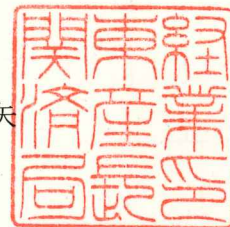


小原化工株式会社

代表取締役社長 谷本 洋 殿

関東経済産業局長 佐合 達矢



アルコール輸入事業許可事項変更許可書

令和6年12月16日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法（以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

申請のありました営業所又は貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（平成37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

貯蔵所の追加：丸一海運株式会社 大阪港化学品センター

（整理番号：4-3-05160-03）

- （1）アルコール（特定アルコール（法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。）を除く。）を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- （2）特定アルコールを所持するときは、アルコール（特定アルコールを除く。）とは別に蔵置すること。ただし、法第20条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- （3）アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。



貯蔵所に係る整理番号一覧表

[illegible]